

▼ INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 上場会社の個人投資家向け説明会情報
- 3 新着アナリストレポートのご案内
- 4 上場会社動画配信情報
- 5 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム 2

現物出資を悪用した偽計事件の告発について(その1)

前3回は、6月28日に公表した、当委員会の第19回目の事務処理状況、すなわち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に関する、「証券取引等監視委員会の活動状況」のうち「市場分析審査」をご紹介した。

今回以降は、当該「活動状況」のうち、これまで触れてこなかった業務である、「犯則事件の調査・告発」についてご紹介したいと考えていた。

しかし、先月2日、当委員会が告発した、「株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件」は、不公正ファイナンスの告発というこれまでも重視してきた悪質かつ重大な案件であると同時に、現物出資に関する適正な鑑定という制度的担保が機能しなかったという、重要な問題提起を含むため、一般的な「犯則事件の調査・告発」のご紹介にとどまらず、NESTAGE案件について、可能な限り、取り上げることにしたい。

さて、まず、犯則事件の調査の目的であるが、投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、監視委員会の発足に伴い

設けられたものである。

犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与する全ての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が監視委員会に付与されている。監視委員会では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた調査を行っている。

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人(以下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限(金商法第 210 条)と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限(金商法第 211 条等)とがある。犯則事件の調査は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第 45 条)で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある。また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を委員会に報告し、委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととしている。

こうした犯則調査は、前回述べた市場分析審査等の中から、その事案の重大性、悪質性等の観点から、犯則調査により厳正な対応を要すると思われるものに対して行われており、

平成 4 年の監視委員会の創設以来、本年 7 月末までに 145 件の告発を行っている。

なお、こうした告発事案の内容や背景については、当委員会ホームページにおいて「告発の現場から」とのタイトルにより、担当課長が連載でご紹介をさせていただいているので、是非ご覧いただきたい。

(→ http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions_menu02.htm)

そして、146 件目の告発となったのが、「株式会社 NESTAGE 関係者らによる現

物出資制度を悪用した偽計事件」である。

本件の告発は、株式会社 NESTAGE と、その他個人 7 名に対して行われている。犯則疑者 7 名は、ジャスダック証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた犯則疑法人株式会社 NESTAGE(以下「NESTAGE」という。)が、その平成 22 年 2 月期決算において、前期に続いて債務超過になり、上場廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、クロスビズ株式会社(以下「クロスビズ」という。)を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資を行って債務超過を解消するとともに、NESTAGE の株価をつり上げることを企て、共謀の上、同社の業務及び財産に関し、同社の株券の発行のため、及び、同社の株価をつり上げる目的で、宿泊施設等であった土地及び建物 3 物件につき、真実は、募集株式の払込金額として予定していた 12 億円に相当する価値がなく、同金額に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその金額が相当であることの証明を受けられないものであったにもかかわらず、平成 22 年 1 月 22 日から同年 2 月 5 日ころまでの間、実現可能な具体的な事業計画もないまま、水増しした客室数及び収容人数等に基づいて上記 3 物件の鑑定評価額が合計 13 億円である旨の鑑定評価書を作成するなどして、上記 3 物件の価値を過大評価した上、同月 10 日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムである TDnet により、NESTAGE の取締役会が、同月 26 日を現物出資財産給付日とし、クロスビズを割当先として、上記 3 物件の現物出資により発行価額総額 12 億円の A 種優先株式 1200 株を発行することを決議した旨公表するに際し、上記 3 物件について、募集株式の払込金額 12 億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価値が相当であることの証明を受けており、同金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって、有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものであるとして、告発したものである。今回は、事案のご紹介のみにとどまったが、今回は、偽計の内容である不公正ファイナンスの過去の告発例もご紹介し、不公正ファイナンスへの厳正な取り組みを声明させていただくとともに、今回事案の特質である鑑定評価の問題についても触れることとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

- 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

- 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>